

東海市男女共同参画に関する 市民意識調査

ご協力をお願い

皆さまには、日頃から市政に対し、ご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

東海市では「男女共同参画基本計画」を策定し、「個性を認め合い いきいきと活躍できるまち」の実現に向け事業の展開をしてきました。

目標年次の令和7年度（2025年度）を迎えるにあたり、本市を取り巻く状況も変化していることから、今後一層、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現していくために、市民の皆さんのお考えや現状等についてお聞きする意識調査を実施することとしました。

この調査は、令和6年（2024年）7月1日現在で16歳以上の東海市にお住まいの方から無作為で抽出した2,000人の皆さまにお願いしています。

大変ご多忙とは存じますが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

令和6年（2024年）7月 東海市長 花 田 勝 重

お 願 い

○回答は、封筒に書かれたあて名のご本人がお答えください。事情により、ご本人が回答できない場合は、ご家族の方がお答えいただいても結構です。

○お答えいただいた内容は、すべて統計的に処理しますので、個々のご回答やプライバシーにかかわる内容が公表されることは一切ありません。率直なご回答をお寄せください。

○お答えは、直接この調査票にお書きいただき、同封の返信用封筒に入れて、**8月12日（月）**までにご投函ください。＜切手は不要です＞

○インターネットでご回答いただくことも可能です。

2次元バーコードからWebサイトにアクセスし、ご回答ください。

＜インターネットでご回答いただいた方は、調査票の返送は不要です＞

URL：https://questant.jp/q/tokai_danjo

○この意識調査についてのお問い合わせは、下記までお願いいたします。



問い合わせ先：東海市 総務部 市民協働課

電話 052（603）2211／0562（33）1111（内線 153）

1 あなた（回答者）ご自身 について、おうかがいします。

問1 あなたの性別をご回答ください。（あてはまるもの1つに○）

- | | | |
|-------|-------|---------|
| 1. 男性 | 2. 女性 | 3. そのほか |
|-------|-------|---------|

問2 あなたの年齢をご回答ください。（あてはまるもの1つに○）

- | | | |
|------------|------------|------------|
| 1. 16～19 歳 | 2. 20～29 歳 | 3. 30～39 歳 |
| 4. 40～49 歳 | 5. 50～64 歳 | 6. 65～74 歳 |
| 7. 75 歳以上 | | |

問3 お住まいの小学校区（コミュニティ地区）をご回答ください。（あてはまるもの1つに○）

- | | | | |
|-----------|---------|---------|----------|
| 1. 緑陽 | 2. 名和 | 3. 渡内 | 4. 平洲 |
| 5. 明倫 | 6. 富木島 | 7. 船島 | 8. 大田 |
| 9. 横須賀 | 10. 加木屋 | 11. 三ツ池 | 12. 加木屋南 |
| 13. わからない | | | |

問4 東海市に住んでどのくらいになりますか。（あてはまるもの1つに○）

- | | | |
|---------------|--------------|----------------|
| 1. 30 年以上 | 2. 20～30 年未満 | 3. 10 年～20 年未満 |
| 4. 5 年～10 年未満 | 5. 5 年未満 | |

問5 あなたの職業はなんですか。（あてはまるもの1つに○）

- | | | |
|------------|----------------|--------------|
| 1. 会社員・公務員 | 2. 自営業 | 3. パート・アルバイト |
| 4. 学生 | 5. 主婦・主夫（家事専業） | 6. 無職 |
| 7. その他（ ） | | |

問6 あなたは、現在、結婚していますか。（あてはまるもの1つに○）

- | | |
|-------------------------|---------|
| 1. 結婚している（事実婚・パートナーを含む） | →問6-1 へ |
| 2. 結婚していたが、死別・離婚した | →問7 へ |
| 3. 結婚したことがない（未婚） | →問7 へ |

問6で「1. 結婚している（事実婚・パートナーを含む）」と回答した方にお聞きします。

問6-1 あなたと配偶者（事実婚・パートナーを含む）の勤務形態はどれですか。

（あてはまるもの1つに○）

1. 共働き	ともにフルタイム勤務
2. 準共働き	一方がフルタイム勤務、一方がパートタイム勤務 または、ともにパートタイム勤務
3. 非共働き	一方がフルタイム勤務、一方が無職 または、一方がパートタイム勤務、一方が無職
4. 無職	ともに無職

問7 あなたは同居のお子さんがいますか。(あてはまるもの1つに○)

1. いる	→問7-1へ	2. いない	→問8へ
-------	--------	--------	------

問7で「1. いる」と回答した方にお聞きします。

問7-1 そのうち、末子のお子さんはどれにあたりますか。(あてはまるもの1つに○)

1. 1歳未満	2. 1歳から2歳
3. 3歳以上就学前	4. 小学生
5. 中学生	6. 高校生
7. 大学生・専門学校生	8. 社会人・その他（ ）

問8 現在の世帯構成はどれですか。(あてはまるもの1つに○)

1. 一人世帯	2. 一世代世帯（夫婦のみ）
3. 二世帯世帯（親と子）	4. 三世帯世帯（親と子と孫）
5. その他世帯	

2 男女共同参画の実態と知識 について、おうかがいします。

問9 社会や生活の中で、男女の地位は平等になっていると思いますか。
(それぞれあてはまるもの1つに○)

	回 答 欄					
	男性が 優遇 されている	男性が 優遇 されている	平等 である	女性が 優遇 されている	女性が 優遇 されている	わからない
① 家庭生活では	1	2	3	4	5	6
② 町内会や自治会、コミュニティ などの地域活動では	1	2	3	4	5	6
③ 学校教育では	1	2	3	4	5	6
④ 職場では	1	2	3	4	5	6
⑤ 政治では	1	2	3	4	5	6
⑥ 法律や制度では	1	2	3	4	5	6
⑦ 社会通念・慣習・しきたりでは	1	2	3	4	5	6
⑧ 社会全体では	1	2	3	4	5	6

問 10 あなたは、次の言葉の意味や内容をご存知ですか。（それぞれあてはまるもの1つに○）

	回 答 欄		
	知って いる	聞いたこ とはある	知らない
① 男女共同参画社会	1	2	3
② 女子差別撤廃条約	1	2	3
③ 男女雇用機会均等法	1	2	3
④ 女性活躍推進法	1	2	3
⑤ 育児・介護休業法	1	2	3
⑥ セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）	1	2	3
⑦ ジェンダー（社会的性別）	1	2	3
⑧ ドメスティック・バイオレンス（DV） （配偶者からの暴力）	1	2	3
⑨ デートDV（交際相手からの暴力）	1	2	3
⑩ ポジティブ・アクション（積極的改善措置）	1	2	3
⑪ リプロダクティブ・ヘルス／ライツ （性と生殖に関する健康・権利）	1	2	3
⑫ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）	1	2	3
⑬ ダイバーシティ（雇用の機会均等、多様な働き方）	1	2	3

☑ 参考

□ 男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

□ 女子差別撤廃条約「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の略称

昭和54年に国連総会で我が国を含む130か国の賛成によって採択された条約。我が国は昭和60年に批准。女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、具体的には、女子に対する差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定。

□ 男女雇用機会均等法「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」の略称

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保のために、募集や採用、昇進、労働条件等についての差別の禁止、ポジティブ・アクションの推進、セクシャル・ハラスメントの防止策などを定めた法律。

□ 女性活躍推進法「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の略称

女性の就業生活における活躍の推進に向けた数値目標や行動計画の策定・公表などを規定した法律。

□ 育児・介護休業法「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の略称

育児や家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立を支援するために、育児休業や介護休業について定めた法律。

□ セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）

日本語では性的嫌がらせという。相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、多くの人の目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示など様々な態様のものが含まれる。

□ ジェンダー（社会的性別）

社会的・文化的に形成された性別の概念のことで、「女(男)とはこういうものだ」という通念を基礎にした男女の区別のこと。染色体や遺伝子、解剖学上の特徴による生物学的な性(セックス)と区別している。

□ ドメスティック・バイオレンス(DV)（配偶者からの暴力）

配偶者からの身体的・心理的暴力のこと。例えば、殴られるなどの身体的暴力、性的行為の強要、ののしられるなどの精神的暴力など。配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、離婚しても引き続き受ける身体に対する暴力等も含まれる。

□ デートDV(交際相手からの暴力)

恋人など結婚していないパートナーからの身体的・心理的暴力。

□ ポジティブ・アクション(積極的改善措置)

社会のあらゆる分野において、男女間の格差を改善するための必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性公務員の採用・登用の促進等。

□ リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康・権利)

性と生殖に関する健康と権利。妊娠、出産、中絶などにかかわる女性の健康を重視し、更に産む、産まないの自己決定権。生涯にわたって女性が自分の健康を主体的に守って生きること。

□ ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)

仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階にに応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」である。

□ ダイバーシティ(雇用の機会均等、多様な働き方)

「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。

3 仕事・職場環境 について、おうかがいします。

※現在、働いていない方もお答えください。

問 11 あなたの職場では、次のような性別による不平等がありますか。また、そのようなことをどのように感じますか。(1)は働いている方のみ、(2)はすべての方がお答えください。
(それぞれあてはまるもの1つに○)

	回 答 欄				
	(1) 不平等の有無 (働いている方)			(2) 考え方 (すべての方)	
	ある	ない	わからない	あってもよい	ない方がよい
① 募集・採用	1	2	3	1	2
② 雇用形態(派遣社員やパートに女性が多いことなど)	1	2	3	1	2
③ 職種	1	2	3	1	2
④ 研修・訓練を受ける機会	1	2	3	1	2
⑤ 賃金・昇給	1	2	3	1	2
⑥ 昇進・昇格	1	2	3	1	2
⑦ 残業時間	1	2	3	1	2
⑧ 結婚・妊娠・出産時に退職を促される	1	2	3	1	2
⑨ 産前・産後休業の取得のしやすさ	1	2	3	1	2
⑩ 育児休業の取得のしやすさ	1	2	3	1	2
⑪ 子の看護休暇の取得しやすさ	1	2	3	1	2
⑫ 介護休業・休暇の取得しやすさ	1	2	3	1	2
⑬ お茶出しや掃除などの雑用を行う頻度	1	2	3	1	2
⑭ 個人的なことを、必要以上に聞かれる	1	2	3	1	2
⑮ 飲み会への付き合いの強制	1	2	3	1	2

※現在、働いていない方もお答えください。

問 12 あなたは、職場で以下のような制度を使って休暇等を取ったことがありますか。
(それぞれあてはまるもの1つに○)

	回 答 欄			
	1. 取 っ た こ と が あ る	2. 取 り た か っ た が、 取 れ な か っ た	3. 取 り た か い と 思 わ な か っ た の で、 取 ら な か っ た	4. 今 ま で 必 要 と な っ た こ と が な い
① 育児休業（育児のために一定期間休業できる制度）	1	2	3	4
② 子の看護休暇（病気等の子どもを看護するための年5日程度の休暇）	1	2	3	4
③ 介護休業（介護のために一定期間休業できる制度）	1	2	3	4
④ 介護休暇（短期の介護のための年5日程度の休暇）	1	2	3	4

問 12 の①～④のいずれかで「2. 取りたかったが、取れなかった」と回答した方にお聞きします。

問 12-1 取得することができなかった理由について、あなたの考えに近いものを選んでください。
(あてはまるものすべてに○)

1. 経済的に苦しくなるから（給料カットや減額）
2. 職場に休める雰囲気がないから
3. 仕事の評価や昇進に影響するから
4. 自分の仕事には代わりの人がいないから
5. 一度休むと元の職場には戻れないから
6. 法制度が整っていなかったから（出産・子育て期が育児・介護休業法の制定前だったなど）
7. その他（ ）

問 13 女性が職業をもつことについて、あなたはどのようにお考えですか。
(あてはまるもの1つに○)

1. 職業は持ち続けた方がよい
2. 子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつのがよい
3. 子どもができるまでは職業をもつ方がよい
4. 結婚するまでは職業をもつ方がよい
5. 女性はできるだけ職業をもたない方がよい
6. その他（ ）

4 家庭生活 について、おうかがいします。

問 14 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方についてどう思いますか。
(あてはまるもの1つに○)

- | | |
|---------------|---------------|
| 1. 賛成 | 2. どちらかといえば賛成 |
| 3. どちらかといえば反対 | 4. 反対 |

問 15 「男の子は男らしく、女の子は女らしく」という子どもの育て方についてどう思いますか。
(あてはまるもの1つに○)

- | | |
|---------------|---------------|
| 1. 賛成 | 2. どちらかといえば賛成 |
| 3. どちらかといえば反対 | 4. 反対 |

問 16 あなたの家庭では、家事・子育て・介護・地域活動などをどのように分担するのが理想だと思いますか。また、実際はどのように分担していますか。(1)はすべての方が、(2)は結婚している方(事実婚・パートナー含む)で該当する項目のみお答えください。
(それぞれあてはまるもの1つに○)

項 目	(1) 理想 (すべての方)				(2) 現実 (結婚している方)			
	主に夫	主に妻	協力し合う	その他 (ほかの家族 がやっているなど)	主に夫	主に妻	いる 協力し合う	その他 (ほかの家族 がやっているなど)
① 食事のしたく	1	2	3	4	1	2	3	4
② 食事の後片づけ・食器洗い	1	2	3	4	1	2	3	4
③ 掃除	1	2	3	4	1	2	3	4
④ 洗濯	1	2	3	4	1	2	3	4
⑤ 子どものしつけ・育児	1	2	3	4	1	2	3	4
⑥ 家族の介護・看護	1	2	3	4	1	2	3	4
⑦ 学校行事への参加	1	2	3	4	1	2	3	4
⑧ 町内会・自治会活動への参加	1	2	3	4	1	2	3	4

問 17 あなたが、平日に家事・子育て・介護・地域活動などに携わる平均的な時間はどのくらいですか。(あてはまるもの1つに○)

- | | |
|----------------|--------------|
| 1. まったく関わっていない | 2. 30分未満 |
| 3. 30分～1時間未満 | 4. 1時間～3時間未満 |
| 5. 3時間～5時間未満 | 6. 5時間以上 |

問 18 今後、さらに男性が家事・子育て・介護・地域活動などにかかわっていくためには、どのようなことが必要だと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

1. 男性が仕事以外の時間を多く持てるよう、労働環境や休暇制度を充実する
2. 男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくす
3. 男性が家事などに参加することに対する女性の抵抗感をなくす
4. 家族間のコミュニケーションをよく図る
5. 年配者やまわりの人が、夫婦の役割分担等についての当事者の考え方を尊重すること
6. 男性による家事・子育て・介護・地域活動についての社会の評価を高める
7. 男性の家事・介護技能の向上
8. 男性が子育てや介護、地域活動を行うための仲間づくり・ネットワークづくり
9. 男性が家事、子育て、介護、地域活動に関心を高めるための啓発や情報提供
10. 家庭や地域活動と仕事の両立などの問題についての男性用相談窓口の設置
11. その他 ()
12. 現在のままでよい

☒ 参 考 (主な各種相談のご案内)

相談内容	とき	ところ	問い合わせ先
女性のための悩みごと相談(夫婦間や子育て・DVなど)	原則第2・4火曜日 10:00~12:00 13:00~16:00	市役所市民相談室 (1階)	f コール 052-604-9191
家庭児童相談 (児童の養育・虐待・家庭など)	月~金曜日 9:00 ~ 17:00	市役所こども課 (6階)	家庭児童相談室 052-689-1080
子育て電話相談	火~日曜日 9:00 ~ 17:00	子育て総合支援 センター	相談専用電話 0562-85-6668
妊産婦・子育て相談	月~金曜日 (祝日を除く) 9:00 ~ 17:00	しあわせ村 保健福祉センター	こども家庭センター 妊産婦・子育て 総合相談窓口 052-689-1646

※ 東海市では、上記のほかにも様々な相談を行っています。詳しくは、各月1日号の広報とうかいをご覧ください。

5 ワーク・ライフ・バランス について、おうかがいします。

問 19 生活の中で、仕事・学業、家庭生活、地域・個人の生活のうち、優先させたいものの希望はどれですか。また、実際には何を優先していますか。(それぞれあてはまるものすべてに○)

	仕事・学業	家庭生活	地域・個人の生活	わからない
① 優先させたいもの(希望)	1	2	3	4
② 優先しているもの(現実)	1	2	3	4

問 20 男女ともに、仕事と家庭生活の調和を実現していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。(主なもの5つまでに○)

1. 仕事量・残業時間の減少
2. 短時間勤務制度の導入
3. 在宅勤務などテレワークやフレックスタイム制度の導入
4. 賃金改善・男女間格差の是正
5. 再雇用制度の充実
6. パートや派遣社員の労働条件の改善
7. 育児・介護休業制度の充実(延長、義務づけなど)
8. 代替要員の確保など育児・介護休業制度を利用できる職場環境
9. 家事・育児・介護参加への職場・上司の理解
10. 再就職準備のための講座・職業訓練の充実
11. 保育内容の充実(保育時間の延長など)
12. 放課後児童クラブの充実
13. 職場内保育施設の整備
14. ホームヘルプなど家事援助や介護支援の施設・サービスの充実
15. 育児休業中・介護休業中の経済的補償
16. 配偶者・家族とのコミュニケーションの充実
17. 家庭内での家計費負担の平等化
18. 家事・育児・介護の技能の向上
19. 家族・周囲の理解・支援
20. その他()
21. わからない

6 地域活動 について、おうかがいします。

問 21 あなたは、この 1 年間で地域の町内会・自治会や子ども会、PTA、市民活動団体などの活動をしましたか。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|-------------------|---------------------|
| 1. 町内会・自治会、コミュニティ | 2. 子ども会やPTA |
| 3. シニアクラブ | 4. 福祉の活動 |
| 5. 環境保全の活動 | 6. 教育の活動 |
| 7. 防災、防犯活動 | 8. 文化、スポーツ活動 |
| 9. その他（ ） | 10. 特に活動していない →問23へ |

問 21 で 1 ～ 9 のいずれか 1 つ以上を回答した方にお聞きします。

問 22 あなたが参加した活動における現状はどのようなのですか。(あてはまるものすべてに○)

1. 催し物の企画など、重要なことを決定する場に女性が少ない
2. 会議や催し物などの準備や片付け等は、女性がやる慣行がある
3. 団体の会長に男性がつき、女性は補助的役職につく傾向がある
4. 女性が発言しにくい雰囲気がある
5. 女性の方が積極的で活発である
6. 活動の参加者に男性が少ない
7. 特に男女差はない
8. その他（ ）

問 23 地域の防災についてお聞きします。災害時の避難所運営について、どのようなことが必要だと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

1. 避難所の運営、運営方針の決定などにおいて、男性と女性がともに参加すること
2. 男女別トイレや洗濯干し場、授乳室の設置など、避難者のニーズに配慮すること
3. 男性は力仕事、女性は炊き出しといった固定的な性別役割分担意識の解消
4. 男性及び女性が抱えた悩みや避難所生活上の問題を受け付ける窓口の設置
5. その他（ ）
6. わからない

7 ドメスティック・バイオレンス（DV）など について、おうかがいします。

問 24 今までに配偶者や交際相手がいた（いる）ことがありますか。（あてはまるもの1つに○）

1. ある →問 25 へ

2. ない →問 26 へ

問 24 で「1. ある」と回答した方にお聞きします。

問 25 今までに、配偶者（パートナー）や交際相手から次の行為を受けたことがありますか。
（それぞれあてはまるもの1つに○）

	回 答 欄		
	あ 何 っ 度 た も	あ 1 っ 2 た 度	な ま い っ た た く
① 身体的暴力 （殴る、蹴る、物を投げる、突き飛ばすなど）	1	2	3
② 精神的暴力 （長時間の無視、ののしる、脅迫する、大声で怒鳴るなど）	1	2	3
③ 性的暴力 （性的行為の強要、避妊に協力しないなど）	1	2	3
④ 経済的暴力 （生活費を渡さない、借金を重ねる、金品を要求するなど）	1	2	3
⑤ 社会的暴力 （外出の制限、交友関係や電話等の監視など）	1	2	3

問 25 の①～⑤のいずれかで「何度もあった」「1～2度あった」と回答した方にお聞きします。

問 25-1 そのような行為を受けた後、だれかに打ち明けたり相談したりしましたか。
（あてはまるものすべてに○）

1. 家族・親戚、友人・知人	2. 警察
3. 東海市の相談窓口	4. 愛知県の相談窓口
5. 東海市や愛知県以外の自治体の 相談窓口	6. 民間の団体・機関 （民間シェルター、弁護士会など）
7. 法務局、人権擁護委員、法テラス	8. 医療関係者（医師、看護師など）
9. その他（ ）	10. 誰にも相談しなかった

問 26 DVについて相談できる窓口があることをご存知ですか。（あてはまるもの1つに○）

1. 知っている →問 26-1 へ

2. 知らない →問 27 へ

問 26 で「1. 知っている」と回答した方にお聞きします。

問 26-1 どのような窓口をご存知ですか。(あてはまるものすべてに○)

1. 内閣府 DV相談ナビ #8008 (はれれば)
2. 内閣府 DV相談プラス
3. 法務省 女性の人権ホットライン
4. 法務省 SNS (LINE) 人権相談
5. 愛知県女性相談センター (愛知県配偶者暴力相談支援センター)
6. 愛知県 男性DV被害者ホットライン
7. 東海市女性のための悩みごと相談
8. 警察相談専用電話 #9110
9. 民間の団体や機関 (民間シェルター、弁護士会など)
10. その他 ()

問 27 あなたが相談事業において期待することは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|-----------------------|---------------------|
| 1. 解決のための情報の提供 | 2. 匿名での相談 |
| 3. 好きな時間に相談できる | 4. 自宅にしながら相談できる |
| 5. 解決に向けた行動を一緒に考えてくれる | 6. 1 か所でいろいろな相談ができる |
| 7. その他 () | |

問 28 令和4年5月に、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が成立しました。この法律は、貧困やDV、性暴力などに直面する女性の自立に向けて公的支援を強化していくものですが、このことについてあなたが特に市で取り組む必要があると思うものを教えてください。(特に重要と思うもの3つまでに○)

1. 多種多様な問題に関する相談窓口の周知
2. 相談窓口間の連携など、分野横断的な仕組みづくり
3. SNSなどによる気軽に相談できる仕組みづくり
4. 専門的に支援できる女性相談員の配置
5. 弁護士や心理専門職等との連携の強化
6. 相談を待つのではなく、訪問するなどして支援を届ける仕組みづくり (アウトリーチ)
7. 一時保護など、緊急時に対応できる体制づくり
8. 支援等に関する市民理解の促進
9. 同じ困難を抱える人同士の居場所やつながりづくり
10. その他 ()
11. わからない

8 性の多様性 について、おうかがいします。

問 29 あなたは、L G B T Q（性的マイノリティ）という言葉をご存知ですか。
（あてはまるもの1つに○）

- | | |
|-------------|----------------------|
| 1. 内容を知っている | 2. 言葉は知っているが、内容は知らない |
| 3. 知らない | |

問 30 身近な方（家族など）がL G B T Q（性的マイノリティ）だった場合、理解し尊重することができますか。（あてはまるもの1つに○）

- | | | |
|--------|---------|----------|
| 1. できる | 2. できない | 3. わからない |
|--------|---------|----------|

問 31 学校や職場内の方がL G B T Q（性的マイノリティ）だった場合、理解し尊重することができますか。（あてはまるもの1つに○）

- | | | |
|--------|---------|----------|
| 1. できる | 2. できない | 3. わからない |
|--------|---------|----------|

問 32 L G B T Q（性的マイノリティ）の方が自分らしく生きていくことができるために、どのような取り組みが必要だと思いますか。（あてはまるものすべてに○）

- | |
|--|
| 1. 学校や職場での配慮（制服や更衣室・トイレの配慮など） |
| 2. 専門の相談窓口の設置 |
| 3. 市の広報紙やホームページ、講演会、講座などによる啓発 |
| 4. 申請書等の性別記載欄の削除 |
| 5. パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の導入・充実 |
| 6. 取り組みが必要とは思わない |
| 7. その他（ ） |
| 8. わからない |

参 考

□ LGBTQ(性的マイノリティ)

性別違和（「体の性」と「心の性」が一致しない状態）のある人や、恋愛感情などの性的な意識が同性や両性に向かう人（同性愛、両性愛）、身体的な性別が不明瞭な人などのことを言います。性的マイノリティの方々の中には、日常生活で様々な精神的苦痛や孤独感をはじめとした、生きづらさを感じている方もいます。

性的少数者の総称の一つであるLGBTQは、Lesbian（レズビアン、女性同性愛者）、Gay（ゲイ、男性同性愛者）、Bisexual（バイセクシャル、両性愛者）、Transgender（トランスジェンダー、性的違和感を持つ方）、Queer（クイア）やQuestioning（クエスチョニング）の頭文字を取った言葉です。恋愛感情や性的な感情を持たない人、自分の中に男性と女性がある人、いずれの性別も認識していない人などを加え「LGBTQ+」「LGBTs」という表現もあります。

9 男女共同参画社会の実現 について、おうかがいします。

問 33 本市では、「東海市男女共同参画プランⅢ」（平成 28 年度から令和 7 年度まで）を策定して男女共同参画を推進しています。あなたはこのプランをご存知ですか。

（あてはまるもの 1 つに○）

- | | |
|-------------|----------------------|
| 1. 内容を知っている | 2. 名称は知っているが、内容は知らない |
| 3. 知らない | |

問 34 本市では「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を令和 6 年度（2024 年度）に導入しています。あなたはこの制度をご存知ですか。（あてはまるもの 1 つに○）

- | | |
|-------------|----------------------|
| 1. 内容を知っている | 2. 名称は知っているが、内容は知らない |
| 3. 知らない | |

問 35 本市では、「男女共同参画社会の実現」を目指しています。男女共同参画社会の実現のために、今後、市はどのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。

（特に重要と思うもの 3 つまでに○）

- | |
|---|
| 1. 女性の意識啓発 |
| 2. 男性の意識啓発 |
| 3. 高齢層を対象とした男女共同参画の意識の啓発 |
| 4. （男女共同参画のための）学習・研修施設の充実 |
| 5. 女性向けの相談の充実（ワーク・ライフ・バランス、ドメスティック・バイオレンス等） |
| 6. 男性向けの相談の充実（ワーク・ライフ・バランス、ドメスティック・バイオレンス等） |
| 7. （学校における）男女平等教育の充実 |
| 8. 企業や事業主に対する啓発活動 |
| 9. 就業支援の充実 |
| 10. 男女の心とからだの健康管理の支援 |
| 11. 子育てを支援する保育サービス・施設等の充実 |
| 12. 介護サービス・施設等の充実 |
| 13. 審議会など政策決定過程への女性の参画の拡大 |
| 14. 企業や団体等の管理職への女性登用の啓発 |
| 15. その他（ |

）

☑ 参考

□ パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度

同性・異性を問わず、お互いを人生のパートナーとし、相互に協力し合うことにより、共同生活を行うことを約束したパートナーシップの関係であることを宣誓し、宣誓したことを市が証明する制度です。

また、二人（一方または双方）の三親等内の近親者も含めて家族として、ファミリーシップ関係を宣誓することができます。

性的マイノリティの方に限らず、様々な事情により、婚姻の意思があっても、現行の民法および戸籍法上の婚姻制度では不都合などがあり、生きづらさを抱えている方（事実婚を含む）も対象となります。

問 36 男女共同参画社会についてのご意見やご要望などがございましたら、ご記入ください。

[illegible]

ご協力ありがとうございました。

8月12日(月)までに同封の封筒で郵便ポストに投函してください。